

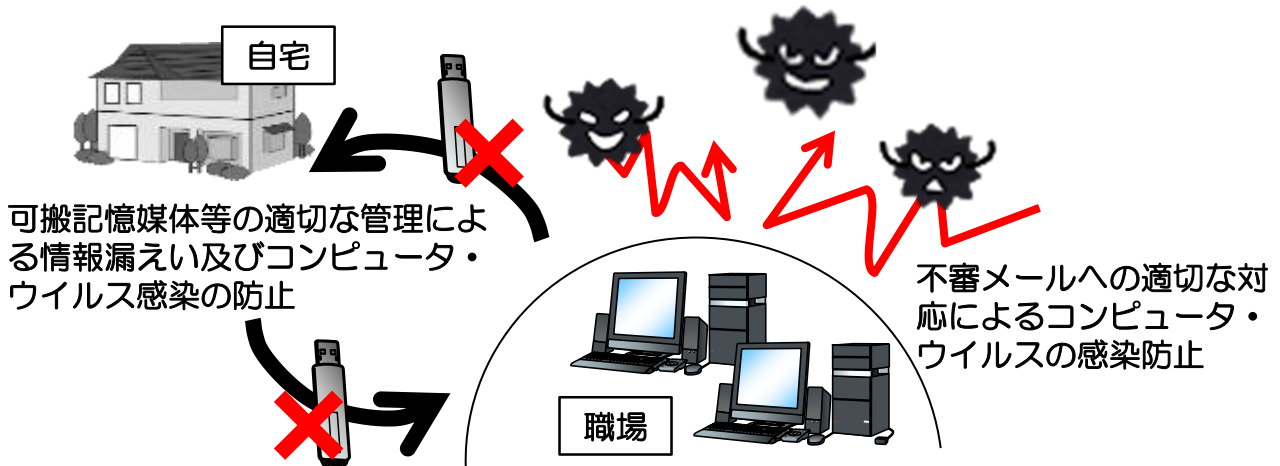
情報保証

1 必要性等

(1) 情報保証の意義

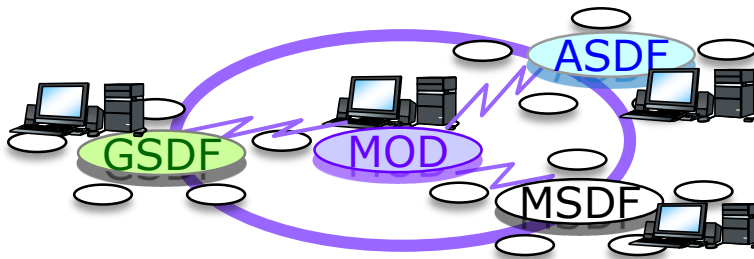
情報保証とは、パソコン等の情報システム及び同システムにおいて取り扱われるデータを適切に管理し、正規の利用者が安全・確実かつ安定して使用できる状態を維持することです。

コンピュータ・ウィルスの感染や可搬記憶媒体の紛失は運用中断や情報漏えいなどを引き起こし、**任務遂行の阻害要因**となり得ます。



(2) 情報保証の必要性

情報保証は、指揮中枢と各自衛隊の司令部や部隊との間の円滑な指揮統制等を維持するという観点から、必要不可欠なものです。



業務用データについて

○ 業務用データとは

- ・ 隊員が職務上作成し（作成中も含む）、又は取得したデータであって、当該データに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号の規定に基づき行う開示又は不開示の処分に係る審査基準を適用した場合、不開示情報に該当する情報が含まれるものをいいます。
- ・ 業務用データには、次に掲げるものが含まれます。

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 秘密電子計算機情報 | ② 特定秘密電磁的記録 |
| ③ 特別防衛秘密電子計算機情報 | ④ 注意電子計算機情報 |
| ⑤ 個人情報電磁的記録 | |

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

関係規則等に定められた事項の不履行は、不祥事の原因となり得るため、関係規則等に定められた次の事項を確実に実施することが必要です。

(1) 業務目的外の使用禁止

業務目的以外で防衛省の情報システムを使用してはなりません。

(2) 関係法令等に定められた事項の確実な実施

ア コンピュータ・ウイルスへの対策その他必要な措置（情報保証に関する訓令第33条）

イ 可搬記憶媒体の集中保管及び確実な使用手続（同訓令第43条）

ウ 職場等への私有パソコンの持ち込み禁止及び私有パソコンでの業務用データの取扱い禁止（同訓令第44条）

（ア）同訓令第44条に規定する私有パソコンとは、各種ソフトウェアを用い、画面の大きさや液晶キーボードを備えるなどの操作性の高さから、資料作成を容易に行うことができる多用途なコンピュータであって、防衛省が管理していないものをいいます。

（イ）スマートフォン等が私有パソコンに該当するか否かは、操作性の高さから資料作成を容易に行うことができるかどうかで判断します。細部については、「スマートフォン等について（整備計画局情報通信課サイバーセキュリティ政策室。29.10.3）」に示す次の着眼点等から総合的に判断する必要があります。

○ 資料作成が容易か（画面サイズ、キーボードの有無等）。

○ 一般的なパソコンで使用されるOSを使用しているか。

※関連規則等については、内局情報通信課AI・サイバーセキュリティ推進室HPに掲載されていますので、参照してください。



エ 防衛省の情報システムにおける私有可搬記憶媒体の使用禁止及び私有可搬記憶媒体での業務用データの取扱い禁止（同訓令第45条）

(3) 関係法令等の遵守意識の醸成

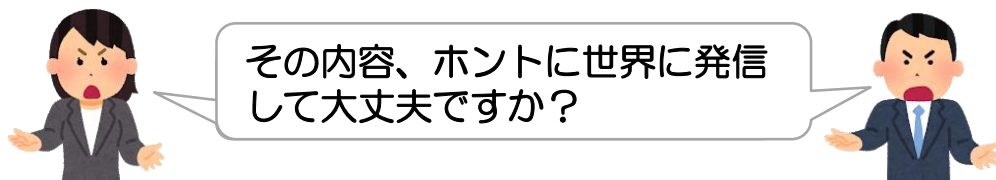
隊員の法令等の遵守意識の欠如は、違反行為に至る原因となり得るものです。このため、情報保証の必要性、関係法令等についての教育などにより、**法令等の遵守意識を醸成**していくことが必要です。



(4) ソーシャルメディアの私的利用に関する注意事項

ソーシャルメディアで不適切な情報を発信している事案が発生しており、隊員に対して次の内容に関して周知徹底する必要があります。

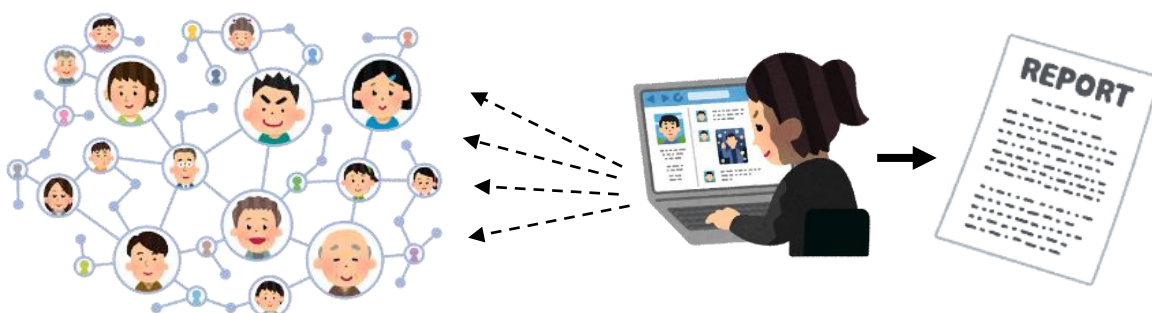
ア 不適切な発信内容の有無について、発信前の入念な確認



イ ソーシャルメディアの特性の理解

(ア) 情報の発信範囲を限定したとしても、その情報が拡散する可能性があり、結果、不特定多数の者に情報共有されること。

(イ) 発信した情報は断片情報であったとしても、複数の情報を組み合わせ又は他の情報と照合することにより、発信者の行動や内容が推測され、意図せず職務上の秘密を漏えいさせるおそれがあること。



ウ 服務規律の遵守

(ア) 私的な利用であっても職務の公正性又は中立性に疑義のある内容、他人や組織を誹謗中傷する内容及び公序良俗に反する内容等であった場合は、自衛隊法に規定する品位を保つ義務等に違反するおそれがあること。

(イ) 職務専念義務が課せられていることから、出張中の移動時間や超過勤務時間を含め、勤務時間中は、ソーシャルメディアの発信を行わないこと。



エ 情報発信に係る注意事項

部外に意見発表を行う場合は、所要の手続が必要であること。